

資6 辻堂西海岸町内会 防災基金運用規程

本規程は、辻堂西海岸町内会(以下、「町内会」という)が積み立てる防災基金(以下、「基金」という)の運用に関する諸事項を定め、以てその円滑な運用を期することを目的として次のとおり定める。

第1条 基金の目的

基金は町内会に於いて、町内会会員(以下、「本会員」という)個人の原因による場合以外の地震、噴火、火災、津波、洪水、台風等の天変地異による災害(以下、一括して「災害」という)が発生した場合に、原則として公的救援、救助が実施されるまでの間の緊急かつ一次的、自主的に本会員(「本会員」には災害時に本会員宅に避難をしている近親者を含む)の救援、救助を行うための費用を賄うことを目的として設ける。

第2条 基金の積み立て

町内会は町内会長(以下、「会長」という)、各区運営委員並びに監事により構成された役員会(以下、「役員会」という)の決議により毎年度定期的にまたは臨時的に一般会計予算より一定金額及び補填額を支出し積み立てる。積み立ての金額並びに積み立て時期については、会計部長と会長の協議により決定され、役員会に報告される。

基金の積み立て限度額は、600万円相当とする。

第3条 基金の積み立て方法

基金の積み立ては、町内会名義で株式会社ゆうちょ銀行(以下、「ゆうちょ銀行」という)に開設された定額貯金口座及び通常貯金総合口座(以下、「口座」という)に積み立てる。

また、この口座により得られた受取利息は、通常貯金総合口座にて管理する。

第4条 基金の管理

基金の入出金、預け入れ金の満期更新手続き等基金の口座管理全般については会計部長がこれを担当し、その都度会長に報告する。また、毎年度末の特別会計決算報告書にて承認を得る。

第5条 基金の取り崩し

基金の取り崩しは次の場合に行うことが出来る。

- 1)災害により本会員多数に相当な被害が発生し、緊急な救援、救助が必要と認められる場合。
- 2)災害に備えて防災設備、防災用品等を購入する場合。
- 3)その他役員会で必要と認めた場合。

第6条 災害発生の判定

前条第1項に規定する緊急な救援、救助が必要な災害発生の判定は、会長、副会長、防災部長、会計部長が協議のうえこれを行う。また、これらの役職者のいずれかに支障ある場合は残余の役職者にて協議のうえこれを行い、最終判断は会長、会長に支障のある場合は副会長、副会長に支障ある場合は防災部長の判断による。

第7条 災害発生時の基金の用途

前項にて災害発生と判定された場合に、次の用途に基金を使用できる。

- 1) 公的な救援、救助が実施されるまでに被災した本会員が必要とする飲料水、食料品、医療医薬品、寝具等衣料品、その他生活用品並びに被災者救出用諸器具類（以下、一括して「物資」と略す）の購入費。
- 2) 上記第1項に伴う、諸経費全般
- 3) その他会長が必要と認めた費用

第8条 特別災害対策費の会計処理

前条規定により基金より取り崩した資金は、「特別災害対策費」の呼称で個別に会計処理を行う。決済基準、会計監査および決算報告を含む会計処理事項については、町内会運営指針に定めるところに準じる。

第9条 物資の調達権限

物資並びにそれに付随する用役の調達については、防災部長の発議により、会長、会長に支障ある場合は副会長、副会長に支障ある場合は会計部長の承認により行う。

第10条 協議事項

本規程の解釈に疑義ある場合、あるいは本規程に定めなき事項については、その都度会長、副会長、防災部長並びに会計部長が協議のうえ決定、処理を行ったうえ結果を役員会に報告する。

第11条 本規程の制定並びに改廃

本規定の制定並びに改定、廃止については、役員会の発議、承認により町内会総会の決議を経てこれを行う。

履歴： 原案 平成21年4月19日 平成21年度総会にて承認、制定
改定 平成23年4月17日 平成23年度総会にて承認、改定
改定 平成27年4月19日 平成27年度総会にて承認、改定
改定 令和 3年4月18日 他の規程に合わせ、規定を規程に修正